

# 第 1 章 総 則

## 第 1 目 的

この基準は、消防法施行令（昭和36年政令第37号）、消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）及び横浜市火災予防条例（昭和48年12月横浜市条例第70号）の規定に基づき設置される消防用設備等について、技術基準の法令解釈及び一般的な施工例を示し、また、本市で適用する指導基準を示すことにより、抽象的又は解釈、裁量の余地がある部分を明らかにし、審査事務の円滑な運用を図ることを目的とする。

## 第 2 用 語

- 1 法とは、消防法（昭和23年法律第186号）をいう。
- 2 令とは、消防法施行令（昭和36年政令第37号）をいう。
- 3 規則とは、消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）をいう。
- 4 条例とは、横浜市火災予防条例（昭和48年12月横浜市条例第70号）をいう。
- 5 条例規則とは、横浜市火災予防規則（昭和49年3月横浜市規則第23号）をいう。
- 6 告示とは、消防庁告示をいう。
- 7 建基法とは、建築基準法（昭和25年法律第201号）をいう。
- 8 建基令とは、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）をいう。
- 9 J I Sとは、日本産業規格をいう。
- 10 耐火建築物とは、建基法第2条第9号の2に規定するものをいう。
- 11 準耐火建築物とは、建基法第2条第9号の3に規定するものをいう。
- 12 耐火構造とは、建基法第2条第7号に規定するものをいう。
- 13 準耐火構造とは、建基法第2条第7号の2に規定するものをいう。
- 14 防火構造とは、建基法第2条第8号に規定するものをいう。
- 15 防火設備とは、建基令第109条に規定するものをいう。
- 16 特定防火設備とは、建基令第112条に規定するものをいう。
- 17 防火戸とは、防火設備である防火戸又は特定防火設備である防火戸をいう。
- 18 不燃材料とは、建基法第2条第9号に規定するものをいう。
- 19 準不燃材料とは、建基令第1条第5号に規定するものをいう。
- 20 難燃材料とは、建基令第1条第6号に規定するものをいう。
- 21 認定品とは、規則第31条の4に定める登録認定機関により認定を受けた消防用設備等又はこれらの部分である機械器具をいう。

## 第 3 基準の範囲

この基準は、令、規則及び条例に定める事項を踏まえつつ、第1に定める目的に必要なものを定めるものとする。

#### 第4 新たに基準を定めた場合又は基準を変更した場合の取扱い

- 1 新たに基準を定めた場合又は変更した場合の基準（以下「新基準」という。）の適用は、運用開始日において、現に存する防火対象物又は現に新築、増築、改築、移転、修繕若しくは模様替えその他の工事中の防火対象物については、法令改正に係る事項を除き、適用しない。この場合、従前の基準による。
- 2 法令改正に係る事項を除き、運用開始日以降に、用途の変更、増築、改築、移転、修繕又は模様替え等により新基準の適用が義務付けられるものではない。
- 3 1及び2にかかわらず関係者の判断により、新基準を適用することができる。